

JAS  
0567

日本農林規格  
JAPANESE AGRICULTURAL  
STANDARD

---

炭酸飲料

Carbonated beverage

1974年 6月 27日 制定

2024年 1月 26日 改正

---

農林水産省

## 目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	品質	1
5	試験方法	2

## まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国清涼飲料連合会から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、炭酸飲料の日本農林規格（平成29年10月20日農林水産省告示第1572号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。



## 炭酸飲料

## Carbonated beverage

## 1 適用範囲

この規格は、炭酸飲料の品質について規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**CODEX STAN 192** 食品添加物に関する一般規格

**JAS 1075** 果実飲料

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

## 3.1

## 炭酸飲料

次に掲げる液体飲料（**JAS 1075** に規定する果実飲料を除く。）

- 水に二酸化炭素を圧入したもの
- a)に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの

## 3.2

## フレーバリング

炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるもの

- 香料
- 果汁又は果実ピューレー
- 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物
- 乳又は乳製品

## 4 品質

炭酸飲料の品質は、表1の品質基準に適合していなければならない。

表 1—炭酸飲料の品質基準

区分	基準
性状	<p>次による。</p> <p>a) 色が良好であること。</p> <p>b) 清涼感のある香味を有し、かつ、異味異臭がないこと。</p> <p>c) フレーバリング以外に起因する混濁及び沈殿がないこと。</p> <p>d) 二酸化炭素の溶和が良好であり、かつ、微細な気泡が持続的に出ること。</p>
ガス内圧力	<p>箇条 5 によって試験したとき、次による。</p> <p>a) 3.1 a) にあつては、0.29 MPa 以上であること。</p> <p>b) 3.1 b) にあつては、次による。</p> <p>1) 果汁、果実ピューレー、乳又は乳製品を加えたもの並びに果汁又は果実ピューレーを加えずに果実又は果汁を印象付ける色及び香りを付けたものにあつては、0.07 MPa 以上であること。</p> <p>2) 1) 以外にあつては、0.10 MPa 以上であること。</p>
原材料	<p>次による。</p> <p>a) 使用する水は、遊離塩素を除去したものであること。</p> <p>b) 使用する砂糖の灰分は、電導度測定法によって測定したとき、無水物換算で 0.03% 以下であること。</p> <p>c) 使用する異性化液糖の灰分は、電導度測定法によって測定したとき、無水物換算で 0.015% 以下であること。</p>
添加物	<p>次による。</p> <p>a) 使用する二酸化炭素の純度は、体積分率 99.95% 以上であること。</p> <p>b) CODEX STAN 192 3.2 の規定に適合するものであつて、かつ、その使用条件は同規格 3.3 の規定に適合していること。</p> <p>c) 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。</p> <p>d) b) の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法</p> <p>2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法</p> <p>3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法</p> <p>4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法</p>
内容量	表示量に適合しているものであること。

## 5 試験方法

ガス内圧力は、20℃にした試料をガス内圧計に固定した後、一度ガス内圧計の活栓を開いてガスを抜き、再び活栓を閉じ、ガス内圧計を振り動かして指針が一定の位置に達したときの値を MPa で表す。

#### 制定等の履歴

制定 昭和49年6月27日農林省告示第567号  
改正 昭和51年6月25日農林省告示第609号  
改正 昭和55年2月9日農林水産省告示第145号  
改正 昭和55年2月25日農林水産省告示第208号  
改正 昭和61年8月2日農林水産省告示第1273号  
改正 昭和63年12月9日農林水産省告示第1973号  
改正 平成元年11月22日農林水産省告示第1563号  
改正 平成2年9月29日農林水産省告示第1225号  
改正 平成3年8月8日農林水産省告示第1007号  
改正 平成6年3月1日農林水産省告示第435号  
改正 平成6年12月26日農林水産省告示第1741号  
改正 平成8年4月4日農林水産省告示第424号  
改正 平成9年2月17日農林水産省告示第248号  
改正 平成11年1月5日農林水産省告示第1号  
改正 平成18年8月2日農林水産省告示第1052号  
改正 平成27年5月28日農林水産省告示第1387号  
改正 平成29年10月20日農林水産省告示第1572号  
最終改正 令和6年1月26日農林水産省告示第173号

#### 制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和6年1月26日農林水産省告示第173号  
令和6年2月25日から施行する。